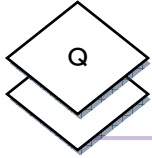




労働相談Q & Aで解決！

休業手当



製品の材料が入ってこないのに、自宅で待機するよう命じられました。
この場合の賃金はどうなりますか。

A 会社の都合により、労働者が就業することができなかった場合には、労働者は就業することができなかった所定労働日について、平均賃金の6割以上の休業手当を受け取ることができます。

解説はこちら

- 会社の責に帰すべき事由により、労働者を休業させる場合は、会社は、休業期間中、その労働者に対し、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければなりません（労働基準法第26条）。
- この会社の責に帰すべき事由の例としては、機械の検査、原料の不足、流通機構の不円滑による資材入手難、監督官庁の勧告による操業停止、親会社の経営難のための資金・資材の獲得困難などがあります。
- 休業手当は、労働基準法上の賃金と同じ性質を有するものと解されていますので、支払においては、賃金と同じルールが適用されます。したがって、通常の給与とおなじ支払日に支給することになります。
- 休業手当の計算の基礎となる「平均賃金」とは、原則として、直前3か月の賃金総額を3か月間の総日数（歴日数）で除した金額（賃金締切日がある場合は、その起算日は直前の賃金締切日）をいいます（労働基準法第12条）。

どうすれば？

- 会社の給与担当者や労務管理の責任者に説明を求めましょう。
- 休業手当の未払は、労働基準法違反となりますので、労働基準監督署に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署（管轄区域：下記以外の地域）

電話 055 (224) 5616

都留労働基準監督署（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電話 0556 (22) 3181